別紙建築１（標準公告例：業務委託一般競争簡易型総合評価落札方式（事後審査））

一般競争入札の公告

　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、〇〇業務委託について、一般競争入札（簡易型総合評価落札方式(事後審査)）を次のとおり行う。

　なお、この入札は山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山形県知事　　〇 〇 〇 〇

１　入札書の受付期間、開札場所及び開札日時

(1) 入札書の受付期間 　　年　月　日（　）から　　年　月　日（　）　まで（山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間 午前８時から午後10時（入札書の受付期間の最終日にあっては、午後４時）まで

(3) 開札場所 （例）山形県○○総合支庁　○○会議室

(4) 開札日時 年　月　日（　）　時　分

[文書の重要な部分を引用して読者の注意を引いたり、このスペースを使って注目ポイントを強調したりしましょう。このテキスト ボックスは、ドラッグしてページ上の好きな場所に配置できます。]

２　入札に付する事項

(1) 業務委託名　　　　　（例）○○○○業務委託

(2) 委託箇所 　　　（例）○○市○○地内

(3) 業務の概要　　　　　（例）○○工事監理業務　一式

　　　　　　　　　　　　　　　　○○造

　　　　　　　　　　　　　　　　地上○階建て、延べ床面積○○平方メートル

(4) 履行期限 年　月　日まで

(5) 予定価格 　　　事後公表

３　入札参加者の資格

（注）入札参加者の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正をすること。

　 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）第125条第５項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（○○業務の○○の登録を受けているものに限る。）であること。名簿要件

(2) 山形県内に本店を有し、又は○○地域に営業所を有すること。（注）「又は」以降の要件が不要である場合は、「を有し、又は」以降を「を有すること。」に補正すること。　地域要件

(3) 建築士○名以上を名簿に登録していること。技術的要件

(4) 山形県から受注して○○年度に完了した○○業務（例：建築関係建設コンサルタント業務）に関する成績評定点について、60点未満のものがないこと。業務成績要件１

(5)-1 ○○年度以降において、○○業務の業務委託料○○円以上（注：対象業務と同種の業務について、できるだけ詳細に記述すること。）を元請（設計共同体の構成員にあっては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として実施した実績を有すること。（注）本件公告を行う年度も対象とすること。　（注）必要に応じ設定すること。　実績要件１

(5)-2 ○○年度以降において、○○業務（（注）本業務と同種の業務について記述すること。）を元請（設計共同体の構成員にあっては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として実施した実績を有すること。（注）本件公告を行う年度も対象とすること。　（注）必要に応じ設定すること。　実績要件２

(6) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。指名停止非該当要件

(7) 暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。暴力団排除条項非該当要件

イ　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

　　ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

　　ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

　　ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

　 ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

(9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。（注）必要に応じ設定すること。　その他

(10)直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を管理技術者として本業務に配置できること。（注）必要に応じ設定すること。　その他

４　総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う理由

（注）この入札において総合評価を行う事由を具体的に記述すること。

（例）本業務は、事前に仕様を確定可能であるが、発注者の指示する仕様に基づき、適切で確実な履行を確保できる技術力を保有しているか確認する観点から、企業及び技術者の技術的能力等に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を求め、その内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

入札価格に基づいて算定した価格点に、入札参加者から提出された技術資料を基に算定した価格以外の技術点及び品質確保の実効性等を評価した品質等確実点を加え評価値を求める。

評価値の計算（加算方式）

評価値＝価格点＋技術点＋品質等確実点

(3) 価格点

入札価格≧調査基準価格の場合

37.5＋12.5×{1－(入札価格－調査基準価格)／(予定価格－調査基準価格)}

入札価格＜調査基準価格の場合

37.5

(4) 技術点

提出された技術資料について、下記の評価項目及び評価基準に基づき加点する。

イ　企業の能力について

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | 評価点 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業の技術力  企業の業務実績  過去10年間の  同種・類似業務の実績 | | 同種業務の実績あり | ４ | ４ |
| 類似業務の実績あり | ２ |
| 実績なし | ０ |
| 企業の技術力  企業の業務成績  過去５年度における  業務成績評定の平均点  (注) 設計業務の場合 | | 86点以上 | ４ | ４ |
| 83点以上86点未満 | ３ |
| 80点以上83点未満 | ２ |
| 77点以上80点未満 | １ |
| 77点未満又は評定通知なし | ０ |
| 企業の技術力  企業の顕彰歴  過去２年度における  　　山形県優良建設関連業務  　顕彰歴の有無 | | 顕彰歴あり | １ | １ |
| 顕彰歴なし | ０ |
| 企業の技術力  企業の認定 | | 認定あり | １ | １ |
| 認定なし | ０ |
| 企業の信頼性・社会性  企業の地域  貢献度  （ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等）過去２年度におけ　る地域貢献活動（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等）の有無 | 山形県  ふるさとの川  愛護活動支援  事業 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| ふれあいの  道路愛護事業 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| 総合支庁独自  ボランティア | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| 除排雪  ボランティア | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| 消防団  協力事業所 | 消防団協力事業所の認定を受けている。 | １ |
| 消防団協力事業所の認定を受けていない。 | ０ |
| インターン  シップ等 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）に本店を有し、インターンシップ等の受入れ実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、インターンシップ等の受入れ実績を有している。 | １ |
| 県内での受入れの実績を有していない。 | ０ |
| 企業の情報収集力  企業の業務実績  過去２年間における  業務実施箇所での実績の  有無 | | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）での業務実績を有している。 | ４ | ４ |
| 県内（上記を除く）での業務実績を有している。 | ２ |
| 県内での業務実績なし | ０ |

ロ　技術者評価について

| 評価項目 | 評価基準 | | | | | | | | | | | | | | | 配点 | 評価点 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資格要件  　技術者の資格 | 総合 | | | 一級建築士 | | | | | | | | | | | | 1.5 | 1.5 |
| 二級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.6 |
| その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.3 |
| 構造 | | | 一級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 |
| 二級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.2 |
| その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.1 |
| 電気 | | | 建築設備士、技術士、一級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 |
| 一級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | 0.2 |
| 二級電気工事施工管理技士、その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.1 |
| 機械 | | | 建築設備士、技術士、一級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 |
| 一級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | 0.2 |
| 二級管工事施工管理技士、その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.1 |
| 専門技術力  技術者の  業務経験  過去10年間の  同種・類似業務の経験 | 技術者ごとに、次に掲げるａ×ｂにより算出した値を評価点とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者の別 | | | | ａ　過去の業務の種類 | | | | | | ｂ　過去の業務での立場 | | | | | ６ |  |
| 同　種  業　務 | | 類　似  業　務 | | 同種又は類似業務の経験なし | | 管　理  技術者 | | 主任  担当  技術者 | | 担当  技術者 |
| 管理技術者 | | | | １ | | 0.5 | | ０ | | ２ | | １ | | 0.5 | ２～０ |
| 主任担当技術者の分担業務分野 | | 総合 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 構造 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 電気 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 機械 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 専門技術力  技術者の  業務成績  過去５年度に  おける  業務成績評定の平均点  (注) 設計業務の場合 | 技術者ごとに、次に掲げる値を評価点とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者の別 | | | | | 業務成績評定の平均点 | | | | | | | | | | ６ |  |
| 86点以上 | | 83点以上86点未満 | | 80点以上83点未満 | | 77点以上80点未満 | | 77点未満又は評定通知なし | |
| 管理技術者 | | | | | ２ | | 1.5 | | １ | | 0.5 | | ０ | | ２～０ |
| 主任担当技術者の分担業務分野 | 総合 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 構造 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 電気 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 機械 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 専任性  管理技術者の  専任性  管理技術者の  従事  している  業務件数 | ０～２件 | | | | | | | | | | | | | | | ３ | ３ |
| ３件 | | | | | | | | | | | | | | | 2.5 |
| ４件 | | | | | | | | | | | | | | | ２ |
| ５件 | | | | | | | | | | | | | | | 1.5 |
| ６件 | | | | | | | | | | | | | | | １ |
| ７件 | | | | | | | | | | | | | | | 0.5 |
| ８件以上 | | | | | | | | | | | | | | | ０ |
| 情報収集力  管理技術者の  業務経験  過去２年間に  おける  業務実施箇所  での経験の有無 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）での業務経験を有している。 | | | | | | | | | | | | | | | ６ | ６ |
| 県内（上記を除く）での業務経験を有している。 | | | | | | | | | | | | | | | ３ |
| 県内での業務経験なし | | | | | | | | | | | | | | | ０ |
| 技術研鑽  技術者のＣＰＤ（継続教育）  過去２年度に  おける  ＣＰＤ取得単位 | 技術者ごとに、次に掲げる値を評価点とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者の別 | | | | 各団体が推奨する単位数に相当する数以上 | | | | 各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１以上かつ推奨する単位数に相当する数未満 | | | | 各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１未満又は単位なし | | | ６ |  |
| 管理技術者 | | | | ２ | | | | １ | | | | ０ | | | ２～０ |
| 担当主任技術者の分担業務分野 | | 総合 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |
| 構造 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |
| 電気 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |
| 機械 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |

(5) 品質等確実点

入札価格が調査基準価格を下回らなかった場合は、７点とする。ただし下回った場合は、０点とする。

(6) 入札参加資格の欠格

技術資料に虚偽の記載をした者並びに技術資料に係る自己評価申請書（様式建築１（事後審査））を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、３に掲げる要件を満たす者であっても、本入札の参加資格を失う。

(7) 落札者の決定方法

総合評価落札方式における落札者は、次の各要件に該当する者のうち、４（2）によって得られた評価値が最も高い者とする。

イ　入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

ロ　当該業務の設計図書に定めた要件に関する最低限の要求要件を全て満たしていること。

５　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

　（例）○○市○○町○丁目○番○号　山形県○○総合支庁○○部○○課○○係　電話番号

６　入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類及び総合評価に係る技術資料を、次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

(1) 受付期間　　　　年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで（県の休日を除く。）

(2) 受付時間　午前８時から午後10時（受付期間の最終日にあっては、午後４時）まで

７　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　免除する。

(2) 契約保証金　　契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

８　その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の２の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(3) 入札に参加を希望する者で電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は、入札説明書による。

(4) この入札は、「山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(5) この入札は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書のほか、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式実施要綱」、「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領」、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン」及び「山形県県土整備部所管業務委託に係る条件付一般競争入札試行要領」によるものとする。

(6) 詳細については入札説明書による。